

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年9月24日（金） 午前9時30分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・白井主査
8. 協議事項
9月定例会本会議（9月17日）から付託された事件（議案6件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時02分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年9月24日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで手を挙げたままお待ちください。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 6 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 16 号「財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自動車）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

杉村消防長 おはようございます。議案第 16 号「財産の取得について」でございしますが、これは現在中央消防署に配備しておりますはしご車を更新するものでございます。ご存知のとおり、はしご車の取得につきましては、本年 6 月定例会に議案を提出しておりましたが、請負予定でありました業者が破産申請を行ったことから再入札を行ったところでございます。再入札の結果、株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所が落札し、仮契約を締結したものでございます。なお、納期については令和 4 年 2 月中を予定しております。補足説明は以上です。

中平委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 おはようございます。今回、前回入札の保守ということで監理管財課ですね。今回の入札は 4 社というふうになっておりますけども、たとえば 5 社以上でなければならないなど、要綱上の問題はないのでしょうか。入札参加業者の選定方法についてお尋ねいたします。

宮本消防本部総務課長補佐 はしご付消防自動車につきましては、国内で製造しているメーカーは株式会社モリタと日本機械工業株式会社の 2 社のみでございまして、この 2 社の代理店及び取扱い可能業者で長門市入札参加資格者名簿に登載されている業者は県内に 5 社のみでございましたが、藤村ポンプ株式会

社が破産申請を行ったことから、再入札につきましては残りの 4 社を選定いたしました。

綾城委員 もう 1 点質問です。6 月定例会における同様の案件では落札業者が営業不可に陥り本契約に至らなかったと。先ほどの説明のとおりですが。今回落札された業者の財務状況については調査などをされているのでしょうか、お尋ねいたします。

宮本消防本部総務課長補佐 入札にあたっては、長門市入札参加資格者名簿に登載されている業者から指名業者を選定しており、その際に財務状況の調査はしておりません。指名業者につきましては、2 年に 1 度監理管財課に財務諸表を含む書類の提出がされ、審査のうえ入札参加資格者名簿に登載されております。

中平委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 35 —

— 再開 09 : 36 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 2 号「令和 3 年度 長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光井市民生活部長 それでは議案第 2 号国民健康保険事業特別会計の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整でございまして、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 4 号「令和 3 年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 議案第 4 号介護保険事業特別会計の補正予算につきましては、主に人事異動に伴う人件費の予算調整と、過年度の事業費精算に伴う各種

返還金等であり、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 今回の補正は先ほど部長から補足説明がありましたように、人事異動に伴う人件費の予算調整及び過年度分の事業費精算に伴う各種国・県返還金であります。これらを事前に調べたところ、負担金、補助金、返還金の合計 9 事業で、合計 3,520 万 9,534 円の補正というふうになっております。また、議案の概要では、これと合わせましてその他補正の必要が生じた事業の補正というふうに記載があります。補正予算書 94 ページ、95 ページの歳入、国庫補助金では、介護保険事業費補助金 95 万 9,000 円が計上されていますが、その補助金の内容についてお尋ねいたします。

河村介護支援班長 介護保険事業費補助金の内容でございますが、介護保険システムに関わる改修に伴う補助金というふうになっております。

中平委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 41 —

— 再開 09 : 42 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 議案第 10 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 1 ページ、こちらのほうに改正の趣旨及び内容等をお示ししており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 改正の内容の中の（3）電磁的方法による対応の追加があるんですけども、その具体的な内容と、見込まれる効果についてお尋ねいたします。

平岡子育て支援課長 この度の改正の内容でございますけども、デジタル化の推進に伴いまして、子ども・子育て支援の新制度におきまして、保育所等の事

業者等が作成・保存等行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定、または想定されるものにつきまして、電磁的方法、電子申請であるとかメール等のやりとり、また帳票などのパソコンによる作成、保存等を当然しておりますけども、そういったものの電磁的な対応を可能にするものでございます。見込まれる効果につきましては、保育所等を利用する保護者の利便性の向上や保育所などの事業者等は手書きの帳票など作成が減ることから業務の負担軽減が見込まれるものでございます。なお、この度の電磁的方法による内容につきましては、特定地域型保育事業、家庭的保育事業ということで、都市部に多い少人数、小規模の保育事業についての定めございまして、現在長門市でこれらの事業に該当する事業者はないという状況でございます。

田中委員 このデジタル化に関しまして、各保育所が管理をすることになるのでしょうか。その場合、市としてセキュリティーの問題とかというのはある程度網をかけると言いますか、要望をするというか、そういうことというのはあるのでしょうか。

平岡子育て支援課長 この度の条例改正につきましては、今の保育園であるとか、認定子ども園につきましては、現行の制度でこういった電磁的な対応というのは盛り込まれておまして、追加で小規模の特定地域型保育事業であるとか、次の議案であります家庭的保育事業でのものを改正するというので、長門市にはそういった事業者がないというところで、市のほうでは該当せず、特に対応するものは、今回改正につきましては市で対応するというものはございません。

中平委員長 平岡課長、セキュリティーに対するお答えを。

平岡子育て支援課長 この度の条例改正についてはではなくて、保育園のそういった文書関係のセキュリティーということでございますでしょうか。

田中委員 すいません、条例は分かるんですけど、そこでちょっと不安になったものですから、こういう条例がこれから増えていくので、保育園は特に個人情報とかのやりとりもあると思うので、市としてはそういうのは管理と言いますか、保育所とかにセキュリティーのこういうものはやってくださいとかいうことがあるのかなとちょっと思ったもので、すいません。ちょっとこの議案とはずれましたかね。いいですか。それをお聞きしたかったんですが。

中平委員長 田中委員が言われていることは、電子的なセキュリティー、パソコンとかの不法侵入とかそういうことですよ。そういうお答えができますか。

平岡子育て支援課長 今市のほうで管理しています電子的な文書等につきましては、電算担当課のほうで一括してそういったセキュリティーとかそういったものにつきましては対応しているということでございますので、保育所とかで

特に個別に何か対応するということは今のところないというところでございます。

中平委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 11 号「長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 議案第 11 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料の 2 ページ、改正の趣旨及び内容等を記載しており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 12 号「長門市重度障害者福祉手当条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永健康福祉部長 議案第 12 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 3 ページに改正の趣旨及び内容等を記載しており、特に補足説明はございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは質問させていただきます。この度の条例改正におきまして、保護者のいない障害者ご本人も受給資格者となるということですが、ご本人が受給者となることのメリットについて伺いたします。

古林地域福祉課長 今までは保護者が受給対象者ということになっておりましたのが、今回の改正で保護者と保護者のいない障害者本人が受給対象者となるということで、個々の事情によって柔軟に対応できるよう明文化したものでございます。

ひさなが委員 それと、基準日の変更の理由が記載されていますが、なぜ 12 月 31 日だと一連の行政手続きが円滑化かつ迅速になるのか、3 月 1 日ではない理由について伺いたします。

古林地域福祉課長 在宅での介護者の負担軽減と、障害者の福祉の向上という

目的に従いまして、今回支給対象者の改正を行うにあたりまして、本条例のほかの部分につきましても精査をいたしました。今まで申請開始から支給日まで最長 4 ヶ月かかっており、また、年度をまたぐことから、支給日に関する問い合わせが多くありました。加えて、今年度の重度障害者福祉手当の申請受付を来年 1 月から始めることを考慮しますと、制度に関する周知期間を十分確保する必要があることから、今回受給資格者の改正のタイミングに合わせて基準日を変更することが混乱が少なく、障害者等にとってより良いものになるものと考え、このタイミングとなりました。

林委員 今、課長のほうから基準日の変更の背景についてお聞きしました。よく分かりました。そもそも改正の趣旨の議案参考資料によると、障害者・障害児の状況に応じて障害者・障害児本人への福祉手当の支給を可能とするための所要の改正を行うとともに、受給者資格の認定申請から手当の支給までの一連の行政手続きを円滑化かつ迅速に行えるよう所要の改正を行うものというふうにあります。今基準日のことに触れられましたが、それは後段のほうですね。説明で言うと。その最初のところの、本人への福祉手当を可能にするというところなんですけども、私はこの背景というのは存じていますが、今回なぜそれが、この改正が必要になったのかという、背景というか。というのがどういう理由で今回の改正に至ったかというのをぜひこの場で説明をしていただきたいなと思います。

古林地域福祉課長 昨年度なんですけど、受給資格者がこの条例からは読み取り難い、不明瞭ということもあったのと、あと例えば、住民票上 2 人世帯で保護者がいると。でも実際には、入院していたり、施設入所であったり、実際は保護者としての役割を果たしていない。だけれども、この条例では保護者の申請となるというところで、その部分、運用の中で昨年度は本人でも請求できるよう対応したところがございますが、その現状と条例を一致させるために、今回この条例改正を上げさせていただきました。

林委員 今の課長の背景の説明でよくわかりました。条例上、その条文の中身に現実的な対応として齟齬が生じていたと。これは、この長門市重度障害者福祉手当条例の第 1 条の目的を見ますと、「この条例は、心身に重度の障害がある者に対し、重度障害者福祉手当（以下「福祉手当」という。）を支給し」、いいですか、ここですよ、「心身に重度の障害がある者に対し、重度障害者福祉手当を支給し」、その次が、「在宅における介護者の負担を軽減するとともに、障害者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。」と。つまりですね、この 1 条と 3 条の受給資格のところ、非常にこの条文の疑義が生じると思うんですね。今までは 3 条では、介護する保護者が受給資格があったけれども、1 条の目的では、「障害者本人に支給し」と書いてある、ここの条文の差異というか、疑義が

解消できなかったということで、今回改正に至ったということは私も理解しております。それで大事なところは、この改正を執行部がどう考えているのかということなんですよね。ただそれを、条例を改正して障害者ご本人にも支給できるようにしたっていう意味は、障害者や障害児の権利であるとか、例えばその人権であるとか、或いは、自立であるとかそういう背景がやっぱり条例の中に入れなきゃいけない。条例に入れるって意味じゃなくて、そういうことを意識した上で、今回の改正に至ったのか、非常に大事なところなので、部長お願いします。

光永健康福祉部長 この条例につきましては、今林委員からご案内があったとおり、心身に障害のある者に手当を支給すると。要は、これが受給者が仮に保護者であっても、この手当自体はしっかり心身に障害がある方に使っていただくということをしつかり伝えながら、これから申請を受け付ける際にも、担当の方からしっかりそれを伝えて支給手続きをとってまいりたいと思います。

林委員 私はこの改正にあたって、行政として障害のある方の人権とか、自立とか、あるいは権利、こういうのをしっかり受けとめて今回の改正に至ったのか、ということを知っているわけです。

光永健康福祉部長 こちらの方の改正につきまして、内部でも協議をさせていただきました。当然、こういう条例を改正するにあたっては、文言一つ一つ取り扱うにあたって、かなり大事な手続きで、気を遣うところもございます。その中で当然、本人の権利について、しっかりどう考えるかということも踏まえて、この条例整備をさせていただいたところでございます。

中平委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。